

第3章 災害応急対策計画

この計画は、地震による災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、組織体制の確立、情報収集・伝達等直ちに必要となる緊急対策と給水・給食、文教対策等被害の状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て需要が発生する応急復旧などについて定める。

第1節 組織計画

大地震が発生した場合において、防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について以下のとおり定める。

1 初動体制

災害対策本部の設置にいたるまで、あるいは職員が参集し、ある程度の体制が整備までの間の活動の空白をなくするための体制について定める。

(1) 初動体制をとる場合の基準、初動体制の組織（責任者、要員等）

ア 参集基準に基づいた職員の参集

(ア) 南海地震が発生した場合の参集経路や手段の事前検証

イ 職員災害時対応マニュアルに基づいた初動対応の実施

(イ) 参集までに要する時間を想定し、初動対応行動計画策定

(2) 初動体制における処理事項

ア 地震・津波情報、被害情報等の収集・伝達

イ 災害対策本部の設置

ウ 被害情報に基づく応急対策活動方針の決定

エ 消火活動、救助・救急活動等の対応方法

オ 連携すべき防災関係機関の活動方法

2 災害対策本部の設置基準

市域内について地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条に定めるところにより、安芸市災害対策本部を設置する。

なお、勤務時間外の地震発生時に迅速な対応を図るため、携帯電話等で災害対策本部員を召集する。

(1) 設置基準

ア 自動設置

(ア) 高知県東部で震度5弱以上の地震が発生したとき

(イ) 予報区(高知県)で津波警報が発表された場合

イ 判断設置

(ア) 高知県東部で震度4以上の地震が発生したとき

(イ) 予報区(高知県)で津波警報が発表された場合、または発生のおそれがあるとき

(ウ) その他必要と認められるとき

(2) 設置の決定

防災担当課長の収集した地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、市長が判断し、必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき設置する。

また、市長不在、または、連絡不能の時は、副市長が代行するなど、順次下位にある者が代行する。

(3) 災害対策本部の設置場所等

ア 本部は、防災センターに置く。

イ 本部設置にあわせ、情報収集・伝達及び災害復旧を円滑に実施するため、当該地域の公共施設に、地区防災の拠点として現地災害対策本部を設置することができるものとする。

(4) 本部の解散

災害の発生する恐れがなくなると認められたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(5) 本部の標示・腕章

ア 本部室には、「安芸市災害対策本部」の標示をする。

イ 本部長、副本部長及びその他の職員は災害応急活動に従事するときは腕章(別表7)又は防災服(ベスト)を帯用する。

3 災害対策本部の組織、事務分掌等

災害対策本部の組織と事務分掌は、安芸市災害対策本部条例の定めるところによるが、原則として行政組織を主体に機能別に定め、その概要は別表5~6のとおりとする。

(1) 組織

ア 本部長

(ア) 本部長は、市長とする。

(イ) 本部長は、災害対策本部を総括し、所属の部員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副市長、教育長、消防長とする。

(イ) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故ある時はその職務を代理し、本部長の

特命事項を処理する。

ウ 各部

- (ア) 本部に総務部、厚生部、衛生部、経済部、土木部、教育部、防衛部を置く。
- (イ) 各部に部長を置き、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。
- (ウ) 部に班を置き、班に班長を置く。

エ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長（部長に事故あるときは、代行者として副部長）をもって構成する。

オ 事務局

本部に事務局を置き、事務局長は危機管理課長とする。

(2) 運営

- ア 本部長は、災害の規模、状況等に応じて必要と認められる場合は、災害対策本部会議を開催する。
- イ 本部会議は、各部の体制及び応急対策等必要な事項について協議する。

(3) 事務分掌

ア 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

- (ア) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (イ) 災害応急対策の実施または民心安定上必要な広報
- (ウ) 水防その他の応急措置
- (エ) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (オ) 施設及び設備の応急復旧
- (カ) 防疫その他の保健衛生
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保及び調整
- (ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請
- (コ) ボランティアの受入れの調整
- (サ) その他災害の発生の防御または拡大の防止

イ 災害救助法が適用され、県知事から次の救助の実施を委任されたときは、市長が救助を行う。

- (ア) 避難所、応急仮設住宅の設置
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災住宅の応急修理
- (カ) 学用品の給与
- (キ) 遺体の捜索、収容及び埋葬

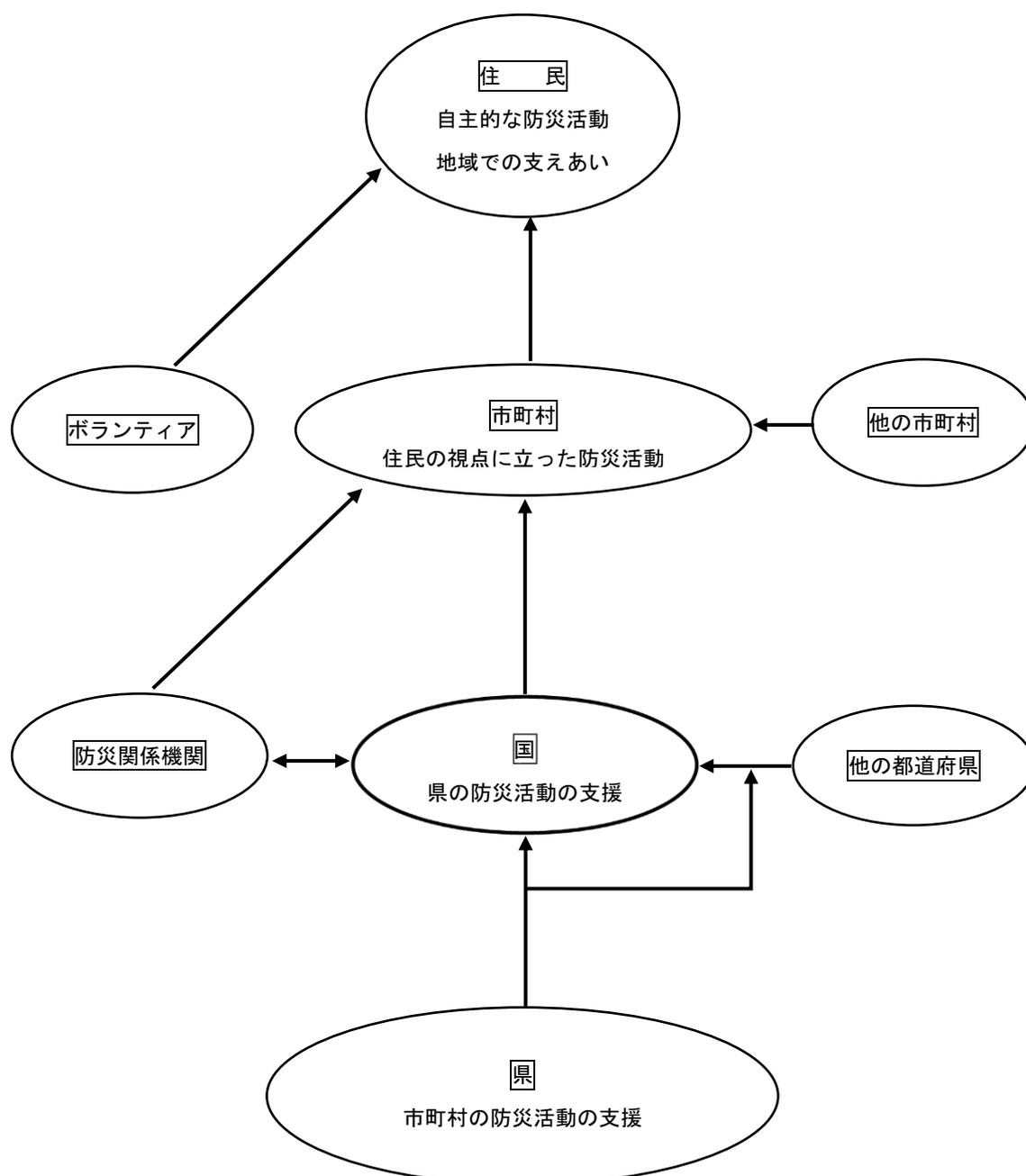
(ク) 障害物の除去

4 防災資機材の整備・備蓄、交代要員の確保

発災当初は物資の調達が相当困難になると予想されるため、車両の燃料の確保、災害対策本部職員用の食料、寝具等の備蓄及び災害対応の長期化に伴う交代要員の確保をしておく。

5 防災関係機関の応援・協力体制

→ 応援
↔ 協力



第2節 動員配備計画

震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

(津波予報区は「高知県」)

配備体制	配備基準	動員体制
震災第一配備 (警戒体制)	高知県に津波注意報が発表されたとき	危機管理課職員 消防本部職員 (責任者 危機管理課長)
震災第二配備 (嚴重警戒体制または災害対策本部判断設置)	高知県東部で、震度4以上の地震が発生したとき 高知県に「津波」の津波警報が発表されたとき	危機管理課、災害対策本部員 (各副部長) 消防本部職員 (責任者 市長)
震災第三配備 (災害対策本部自動設置)	高知県東部で、震度5弱以上の地震が発生したとき 高知県に「大津波」の津波警報が発表されたとき	全職員 (責任者 市長)

上記の配備基準に該当したときは、動員体制に該当する職員は直ちに勤務場所に参集し、情報収集にあたるものとする。特に、夜間、休日等の勤務時間外においては、災害発生初期の情報収集や災害対策本部設置時に迅速に対応するため、あらかじめ定めた動員計画により行動する。

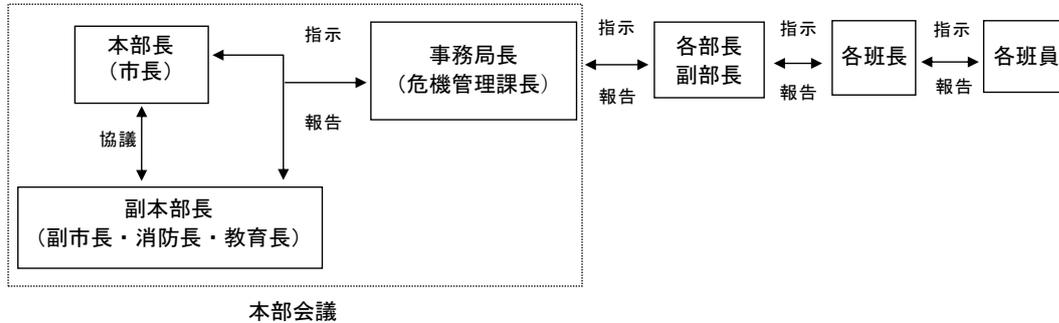
1 勤務時間内参集

配備が行われる場合には、直ちに平常業務を中止し、災害対策本部の組織と運営に基づき、各部長からの指示・命令により、警戒活動や応急活動を実施する。常に、上司の指示・命令に注意し、その場の状況にあった適切な行動を迅速にとることとする。

- (1) 危機管理課長は、配備基準に定める地震及び津波情報を得た時は、直ちに市長に連絡する
- (2) 危機管理課長は、市長から指示・命令を受けたときは、配備体制の基準等について直ちに各部長に連絡する。

部長は、関係班長に連絡し、班長は、関係職員を所定の業務に従事させる。

災害対策本部設置時における伝達系統



2 勤務時間外参集

災害の発生が予測されるとき、ラジオ・テレビの情報に十分注意するとともに、自ら進んで行動し、自発的な参集に努める。

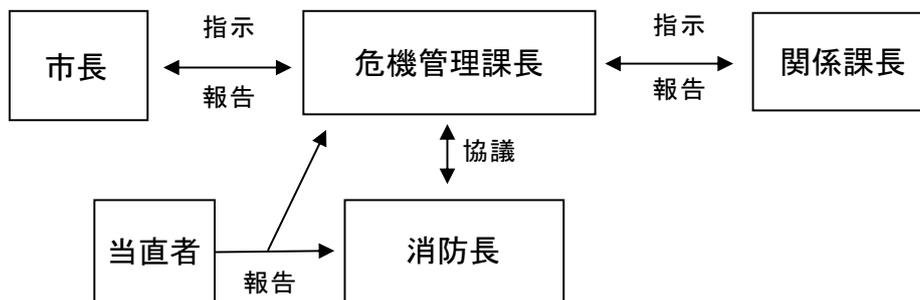
(1) 消防署及び宿日直者は、配備基準に定める地震及び津波情報を受信したときは、直ちに危機管理課長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(2) 連絡を受けた事務局長（危機管理課長）は、本部長に連絡し、本部長の指示により、関係部長等に連絡する。

連絡を受けた関係部長等は、直ちに登庁し、所定の配備につくものとする。

(3) 職員は、連絡を受けなくても、進んで上司と連絡し、又自らの判断により所定の配備につく等対処する。

準備体制又は初動体制における伝達系統



3 参集者の服装、携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子またはヘルメット、手袋、タオル、トランジスタラジオ、懐中電灯、筆記用具、水筒、応急医薬品等を携行すること。

4 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において、火災または人身事故等に遭遇したときは、付近の住民に協力を求め、人命救助を第一とするとともに、消防署または市役所へ通報する。

5 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況または災害情報を、所属部長（は参集場所の指揮者）に報告する。

6 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき、職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況及び災害情報等につき把握し、総務部長を通じて本部長に適宜報告する。

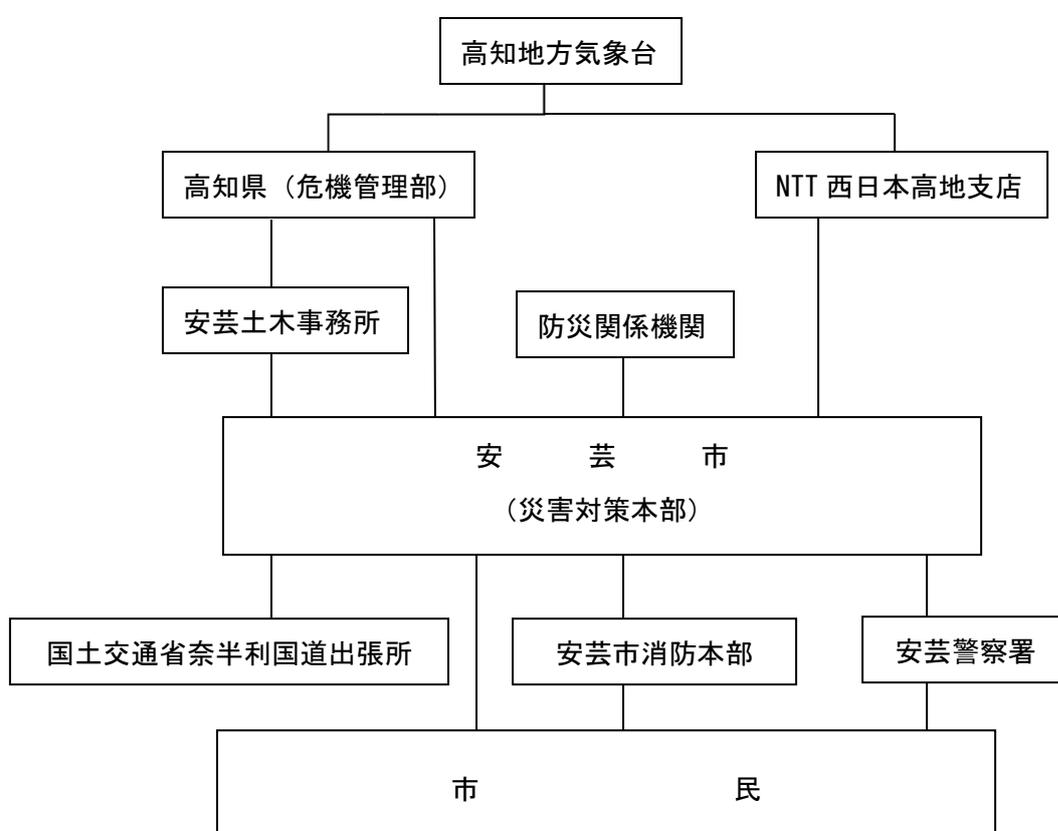
第3節 災害情報収集・伝達計画

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波情報等の伝達を迅速に行う。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化は勿論のこと、関係機関との共有化にも心掛ける。

1 情報の受伝達概要

(1) 地震災害時の情報の受伝達系統



(2) 情報等の受領責任者

ア 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は、危機管理課で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部事務局で行う。

イ 情報の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各部に連絡する。

(3) 住民への周知

警戒が発せられたときは、直ちにサイレン、広報車等で地域住民に伝達するものとする。

また、必要に応じて避難勧告・避難指示を行う。

2 災害情報、被害状況等の収集・報告

(1) 収集すべき情報

発災当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高める

ア 災害発生時情報

- (ア) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (イ) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (ウ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) 住宅被害の状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 庁舎等所管施設・設備の損壊状況
- (ク) 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報・注意報等
- (ケ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

イ 被害情報

- (ア) 被害状況
- (イ) 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況
- (ウ) 避難所の設置状況及び避難生活の状況
傷病者及び要配慮者の収容状況（高知県災害救急医療体制との連携）
- (エ) 観光客等の状況
- (オ) 応急給水の状況
- (カ) その他災害対策上必要な事項

(2) 各部の最終報告

各部長は、災害対策本部解散にあたり、速やかに確定した被害状況、応急措置の状況及び損害見積額についてまとめ、文書で事務局長（危機管理課長）へ報告する。

(3) 県への報告

- ・震度4以上を記録した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告する
- ・震度5強以上を記録した場合は、直接消防庁にも報告する

市長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は次のとおりとする。

情報種別	市の担当課	県への報告先 (災害対策本部)
災害即報	危機管理課	南海トラフ地震対策課
人・家屋被害	福祉事務所	〃
農地農業施設被害状況	農林課	農業振興センター経由 農業政策課
農作物被害状況	〃	〃
家畜関係被害状況	〃	家畜衛生所経由 畜産振興課
林業関係被害状況	〃	林業事務所経由 林業環境政策課
水産関係被害状況	商工観光水産課	漁業指導所経由 漁業振興課
商工観光被害状況	〃	商工政策課
道路橋梁施設被害状況	建設課	河川課
河川海岸被害状況	建設・商工	河川課
清掃施設被害状況	環境課	環境対策課
水道施設被害状況	上下水道課	安芸福祉保健所経由 食品・衛生課
下水道施設被害状況	〃	公園下水道課
福祉施設等の被害状況	市民課・福祉事務所	各施設主管班
公立文教施設被害状況	教育委員会	教育事務所経由 教育政策課
社会教育施設被害状況	〃	〃
文化財被害状況	〃	〃
地方税減免状況	税務課	総務部 税務班

ア 緊急報告

市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告する。

- (ア) 発生日時
- (イ) 発生場所
- (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ 中間報告及び確定報告

被害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度報告するとともに、被害が確

定したときは、遅滞なく災害確定報告を行う。

(4) 被害の分類認定基準

被害状況等報告にかかる人及び住家、その他被害程度の認定は、被害状況認定基準（別表8）による。

3 広報活動

(1) 正しい情報を、正確かつ迅速に提供し、住民の不安解消と社会秩序の維持を図るとともに、的確な防災対応ができるよう必要な広報活動を実施する。

ア 主な広報事項

- (ア) 避難勧告・指示
- (イ) 津波警報の伝達
- (ウ) 道路交通情報
- (エ) その他必要な事項

イ 広報の方法

災害の状況により、または道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車により広報活動を実施するとともに、必要に応じて印刷物を配布する。

また、広報車の活動不能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、ハンドマイクや防災行政無線等により、巡回広報を実施する。

(2) 報道機関への発表等

ア 災害対策本部からの発表は、本部長、副本部長、または事務局長がこれを行う。

イ 報道機関に対しては、災害状況を把握次第発表するとともに、必要に応じて随時発表を行う。

また、災害に関する各種情報を提供し、取材に対し積極的に協力する。

第4節 通信運用計画

災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、機能の確認及び復旧、災害情報の収集、その他災害応急対策等の通信連絡については、次のとおりとする。

1 機能の確認と応急復旧

(1) 県、市等の防災関係機関は災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 通常の状態における通信連絡

通常の状態における通信連絡は、N T T回線、市防災行政無線及び県防災行政無線を活用して行う。

3 災害時における通信の確保

高知県防災行政無線の通信網に属する機関については、原則として防災行政無線によって通信連絡を行う。

(1) 公衆電気通信施設の利用

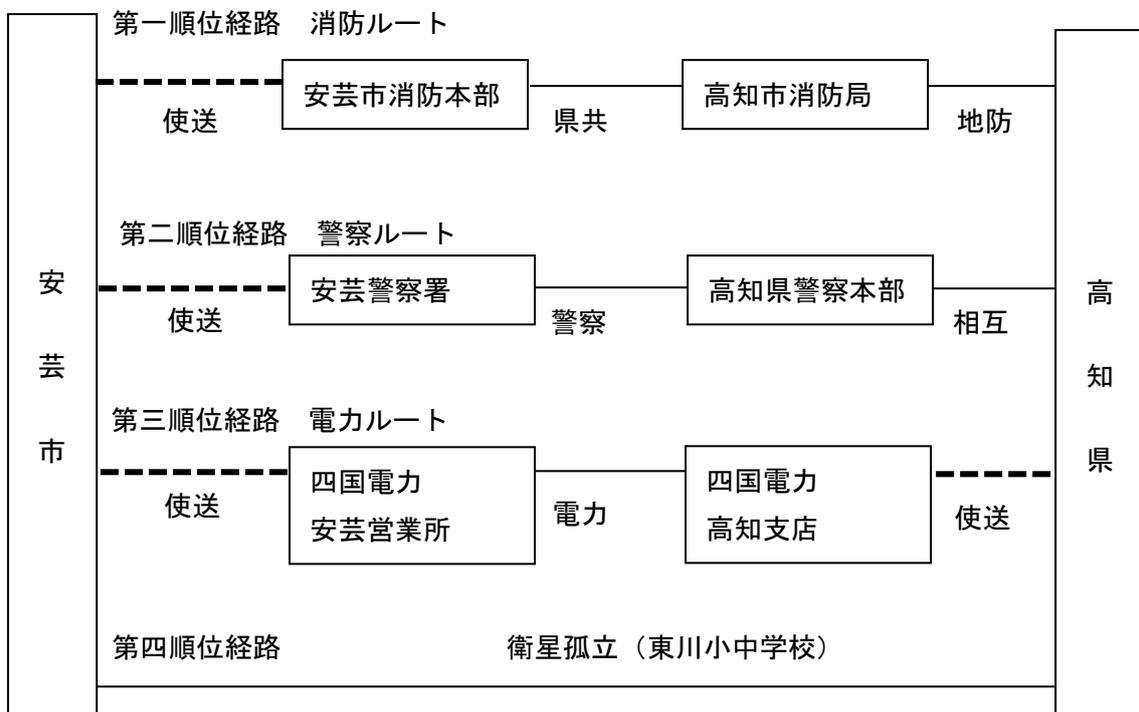
ア 電話及び電報

電話若しくは電報施設を優先利用し、または他機関の専用電話を利用し、これにより通信を行う。

イ N T T 孤立防止用無線電話

(2) 非常無線通信の運用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、またこれを利用することが著しく困難な場合は、次に記載する他の無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。



4 通信施設の種別及び設置場所

(1) 有線通信施設

ア NTT加入一般電話

(2) 無線通信施設

ア 安芸警察署

イ 四国電力(株)安芸営業所

ウ アマチュア無線局

5 防災行政無線の整備

災害情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、安芸市防災行政無線局が整備されているが、今後同報系無線も整備する。

第5節 応援要請計画

被害状況を早期に把握し、人命及び財産の保護のため、県、自衛隊、指定行政機関等に対して必要に応じ応援要請を行う。

1 県、指定行政機関等に対する応援要請（災害対策基本法68条、68条の2）

（1）職員の派遣要請（災害対策基本法29条第2項）

ア 市長は、必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、知事に対し指定行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、また指定地方行政機関の長に対し職員派遣を要請する。

イ 市長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、知事に対し職員の派遣を要請する。

ウ 職員の派遣要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載し文書により行うものとする。

（ア）派遣を要請（斡旋）する事由

（イ）派遣を要請（斡旋）する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与、その他の勤務条件

（オ）その他必要な事項

（2）ヘリコプターの派遣要請

地震が発生し、市の消防機関の消防力のみでは対応できないときは、高知県消防防災ヘリコプター（緊急連絡専用）支援協定により要請する。

2 他の市町村長等に対する応援要請

（災害対策基本法67条、高知県内市町村災害時相互応援協定等）

市長は、必要と認めるときは、他の市町村長等に対し、応援要請を行う。その場合、あらかじめ相互に応援協定を締結する。

3 自衛隊の派遣要請（自衛隊法83条）

市長は、広範に人命の緊急救助に関する事態が発生した場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

（1）派遣要請の手続き

市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電信・電話等によって依頼し、事後すみやかに文書を提出することとする。

また、緊急避難・人命救助の場合で、通信の途絶等事態が緊迫し知事に要請する
いとまがない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により直接陸上自
衛隊第14旅団第50普通科連隊（0887-55-3171）に通報するものと
し、事後所定の手続きを速やかに行う。

- ア 災害の状況及び派遣を要する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員・車両・船艇・航空機その他装備の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となる事項

(2) 派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れについては、宿泊施設、作業に必要な資機材の確保等、必要な
設備を準備する。

(3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- ア 自衛隊の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新
に要する経費及び災害地への往復に要する経費とする。
- イ 市の負担する経費は、災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要な資材費並び
に派遣部隊の駐留に必要な施設の借上等に伴う借上料・損料・電気水道料及び通信費
等とする。

第6節 広報活動計画

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況等最新の災害関連情報を総合防災情報
システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者には、こうした情報をきめ細かく伝達する。

広報する内容

- (1) 被害状況
 - ア 人的、物的被害
 - イ 公共施設被害
- (2) 余震関連情報
 - ア 気象庁の発表による余震に関する情報
 - イ 余震による二次被害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
 - ア 被害者の情報
- (4) 応急対策情報
 - ア 応急対策の実施情報
- (5) 生活情報

- ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
- イ 避難所情報
- (6) 住宅情報
 - ア 仮設住宅
 - イ 住宅復興制度
- (7) 医療情報
 - ア 診療可能施設
 - イ 心のケア相談
- (8) 福祉情報
 - ア 救援物資
 - イ 義援金
 - ウ 貸付制度
- (9) 交通関連情報
 - ア 道路規制
 - イ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
 - ア 災害ごみ
- (11) ボランティア情報
 - ア ボランティア活動情報
- (12) その他
 - ア 融資制度
 - イ 各種支援制度
 - ウ 各種相談窓口

第7節 消防活動計画

地震発生直後に起こる同時多発火災、救助・救急事案に対処するため、その基本となる計画を地震対策警防計画において策定する。

第 8 節 応急避難計画

地震発生後の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。大地震発生後の延焼火災、津波、有毒ガス等危険物質の漏洩、崖崩れ等、二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難の勧告または指示は、サイレン、放送、広報車、または伝達員等により周知する。

1 避難勧告・指示の実施責任者

区 分	実施責任者	根 拠 法
災害が発生し又は発生する恐れのある場合	市長又はその権限の委任を受けた者	災害対策基本法第 60 条
市長が避難の指示をすることができないと認める場合又は市長から要求があった場合	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条
洪水、高潮による危険の場合	知事又は知事の命を受けた者及び水防管理者	水防法第 29 条
地すべりによる危険の場合	知事又は知事の命を受けた者	地すべり防止法第 25 条
警察官がその場に不在の場合	災害派遣された部隊の自衛隊	自衛隊法第 94 条

2 避難の勧告・指示の基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、可能な限り危険地域の住民に対し避難の勧告を行う。

また、危険の切迫度、避難の状況等により急を要するときは、避難の指示を行う。

- (1) 延焼阻止線防ぎょ計画図に定める避難情報線まで火流が到達した場合及び避難路と避難情報線の間が発生した火災で延焼阻止のないとき
- (2) 消防隊防ぎょによっても残存火災が多く、広範囲の地域にわたって延焼火災が明白になった場合。
- (3) 消火活動が困難な地域等から出火し、広範囲の地域にわたって消火活動が不可能になったとき。
- (4) 危険物施設等の火災並びに毒性ガス等が流出拡散し、住民に大きな危害を及ぼすとき。

3 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

4 勧告・指示の伝達内容

- (1) 避難を必要とする理由
- (2) 避難の対象地域
- (3) 避難場所の指定
- (4) 避難経路
- (5) 避難に際しての注意事項(避難経路の危険性、避難方法等)

5 避難方法

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって、消防・警察・防災関係機関・地元自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。

避難にあたっては、幼児、高齢者、病人、障害者等を優先して避難させる。

(1) 住宅密集地域

ア 自主防災組織等は集合場所を中心に組織をあげて消火、救出、救護及び情報活動を行う。

イ 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力して、あらかじめ定められた場所へ集合する。

ウ 住民等は、集合場所周辺の災害が拡大し、危険が予想されるときは、自主防災組織等の避難誘導者の指導のもとに、近隣の一時避難所または広域避難場所へ避難する。

エ 近隣の一時避難所へ集合した住民等は、市職員、警察官、消防団員等の避難誘導に従い、自主防災組織の区域ごとに幹線避難路を活用し、広域避難場所へ避難する。

(2) 津波及び土砂災害危険地域

津波及び土石流、地すべり、がけ崩れ等の危険地域等の住民は、出火防止措置を取った後、予め地区で定めた避難計画に基づき、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(3) 任意避難地区

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、家庭ごとに自宅周辺の安全な場所へ自主的に避難し、必要に応じ指定された避難地へ移動する。

この場合、所属する自主防災組織等に避難予定地について一報を入れる。

6 避難路の確保

本部長は、避難の状況報告に基づき、避難経路上にある障害物の除去に努め、避難の円滑化を図るものとする。

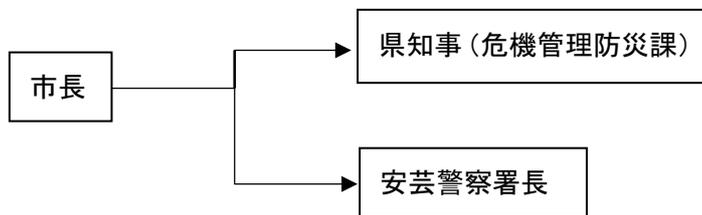
7 避難人員等の掌握

広域避難場所に避難所班の職員を派遣し、従事する職員は、避難人員、傷病者の有無、周囲の火災の状況による安全度の確認等を行い、災害対策本部との連絡にあたる。

8 避難の勧告・指示をした場合の報告

(1) 関係機関への通知

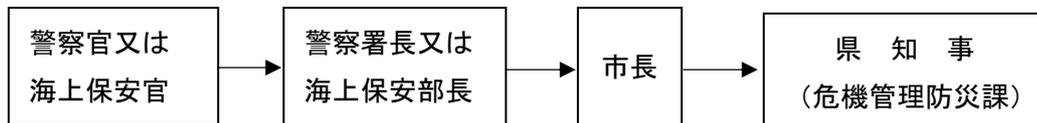
ア 市長の措置



イ 警察官または海上保安官の措置

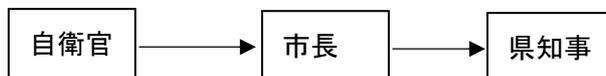
(ア) 災害対策基本法に基づく措置

市長が避難の指示をすることができないと認める場合、または市長から要求があった場合



(イ) 自衛官の措置

災害派遣時に警察官がその場に不在の場合



(2) 消防長の措置 (災害が発生し、または発生する恐れのある場合) 消防長は、避難勧告または指示を行ったときは、速やかに避難対象地域、避難世帯人員等を市長に報告する。

9 避難所の開設及び管理

避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に周知する。

また、開設及び管理は、厚生部長を責任者とし、避難住民を収容したときは、直ちに避難所ごとに避難所担当職員を派遣駐在させ、収容者の保護及び管理にあたる。

(1) 実施内容

- ア 避難場所を迅速に開設し、周知徹底する
- イ 避難者の健康管理、プライバシーの保護に配慮する
- ウ 不足する物資の調達を行う
- エ 総合的な窓口を設置する

10 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院、保育所等多数の児童、乳幼児、病人を収容している施設にあつては、平常時において避難計画を立て、市、消防署、警察署等との連絡を密にしておく。学校等の管理者は、避難の勧告、指示の伝達を受けたときは、所定の避難所に避難させるものとし、その要領については当該管理者においてあらかじめ定めておく。

(1) 学校

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（乳幼児、低学年、障害児の輸送等）
- オ 避難者の確認方法
- カ 保護者等への引渡方法

(2) 社会福祉施設等

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（入所者の輸送等）
- オ 避難所の設定及び収容方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡し方法
- ク 避難誘導者名簿

第9節 災害拡大防止活動計画

地震・津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

- (1) 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- (2) 消防本部・消防団等は人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- (3) 必要に応じて、他市町村及び県に応援要請する。

2 水防活動

地震発生を原因とする津波及び洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」に準じ必要な措置を実施する。

3 救急・救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制することとする。

人命救助活動は、市が行い、県等他の機関は、市の活動に協力することを基本とする。

(1) 実施機関

消防本部。現有の救急車両や人員のみで実施が困難な場合、近隣の消防機関、緊急消防援助隊に応援を要請する。

(2) 救助を必要とする該当者

- ア 火災の際に、火中に取り残された者
- イ 地震等の災害により、家屋等の下敷きになった者
- ウ 水害等により、家屋とともに流されたり、孤立した地点に残された者
- エ 山津波により、生き埋めになった者
- オ 災害のため、行方不明の状態にあり、諸般の状況から生存が推定される者
- カ 行方は判明しているが、生死不明の状態にある者
- キ その他、救助が必要と認められる者

(3) 救助の方法

- ア 被災者の救助作業は、緊急を要するために直ちに救助隊を編成し、実施する。
- イ 市、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。
- ウ 災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。
- エ 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施する。
- オ 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行う。

- カ 県警察は、必要に応じ、迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行う。
- キ 救助作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部その他関係機関の協力を得て救助に当たる。
- ク 救助後は速やかに病院または医療機関へ収容等救助者の救護に当たる。
- オ 救助活動

救助隊は、災害実施本部及び関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、被災者の捜索及び収容を行なわせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

(4) 救助活動

- ア 救急・救助活動を行なう場合は、必要に応じ災害現場に現場指揮本部を設置し、指揮命令の徹底を図るとともに、被害状況を正確に把握する。
- イ 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度により収容先、搬送先等の区分を決定するため、現場指揮本部に応急救護所を設置する。
- ウ 現場で応急措置を行なう必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

4 被災建築物に対する応急危険度判定

地震により被災した建築物が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

5 被災宅地の応急危険度判定

地震により被災した宅地が安全であるかどうかの判定活動を、関係団体等の被災宅地危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

第 10 節 災害時要配慮者避難計画

1 災害時における対策

(1) 安否の確認と救出

要配慮者に関する情報を隣人や関係者から集めて確認する。

(2) 情報提供手段の確保

要配慮者には、的確な情報提供手段を確保する。

(3) 一時避難場所から広域避難場所への移動を選定し安全に行う。

2 避難所生活における対策

(1) 避難生活の確保

ア 情報伝達ルートを確認し、要配慮者が見過ごされないよう避難住民に徹底する。

イ 簡易トイレ、ベッド等必要な機器を確保する。

ウ 避難所へ専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通話、要約筆記者等）を派遣する。

(2) 要配慮者支援の実施

ア 福祉関係者等との協力体制により、被災者やその家族からの相談を受け必要なサービスを確保する。

イ 介護が必要な人の専門施設・機関等への移送をする。

(3) 仮設住宅

ア 被災者の住宅確保のため、仮設住宅を建設する。

イ 仮設住宅は、障害に配慮した構造・設備を確保する。

ウ 新たなコミュニティづくりの体制の整備を図る。

第 11 節 危険物施設等応急対応計画

大地震による危険物施設、高圧ガス施設、毒物・劇物保管施設等の損傷は、危険物等の流出を伴い、様々な災害が発生する可能性が高い。災害防止のための応急措置及び応急復旧が施設関係者及び関係機関により迅速、的確に行われるよう計画する。

（一般対策編第4章第9節参照）

1 応急措置

(1) 施設の応急点検を実施する。

(2) 危険物の流出等が発生した場合の消防機関、警察等への通報、付近住民への広報及び避難誘導に努める。

- (3) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止に努める。
- (4) 自衛消防組織等の活動及び防災関係機関との連携を図る。

2 応急復旧

- (1) 施設の損傷復旧及び流出、漏洩危険物の除去等を実施するための活動体制を整える。
- (2) 職員の動員及び資機材の確保に努める。
- (3) 関係機関との連携を図る。

第12節 緊急輸送活動計画

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、次により実施する。

1 輸送の対象

(第一段階)

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国及び地方公共団体の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に必要な人員、物資等
- (4) 医療機関へ輸送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(第二段階)

- (6) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (7) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資材
- (8) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (9) 生活必需品

2 輸送方法

(1) 陸上輸送

ア 輸送道路の確保

道路被害状況、輸送物資等の種類、数量及び緊急度等を勘案し、迅速かつ安全な輸送路を選定する。

イ 輸送車両の確保・調達

市有車両のみで対処できない場合は、公共団体、営業用、その他自家用等の車

両の借り上げを行い、なお不足する場合は、近隣市町村、県及び関係機関に対し車両の確保を要請する。被災者の輸送は、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用する。緊急物資の輸送は、県と社団法人高知県トラック協会とあらかじめ締結している協定に基づき、県に支援を要請する。

(2) 鉄道輸送

自動車による輸送が不可能な場合または、遠隔地において物資を確保した場合は、四国旅実鉄道株式会社高知企画部及び土佐くろしお鉄道株式会社へ協力要請する。

(3) 航空輸送

ア ヘリコプターの発着物資の投下が可能な地点の選定、確保方法発着場は、付属資料のとおりとし、物資の投下に当たっては安全に投下できる場所を状況に応じ、適宜選定する。

イ 航空輸送の要請方法

地上輸送が全て不可能な場合、または山間僻地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じて航空輸送の要請を行う。

(4) 船舶による輸送

ア 緊急を要する被災者及び物資等の輸送については、県等からの要請に基づき高知海上保安部において、巡視船艇により実施するものとする。

イ 四国運輸局高知海運支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとする。

ウ 市は、船舶から緊急物資の陸揚げ等に必要な人員を確保し、陸揚げ等現場に派遣する。

第13節 障害物除去計画

地震発生時には、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒落下、津波や破堤による浸水をはじめ、多数の施設等が被害を受け、大量の障害物の発生が予想される。このため、人命の救助・救出、消火を最優先に、円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう計画を定める。

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- (5) 障害物の除去は、現状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする

2 実施機関

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その維持管理者が行う。
- (3) 山・崖崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。
- (4) 施設敷地内の障害物の除去は、その敷地の所有者、または管理者が行う。
- (5) 本市だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対して派遣要請も行う。
- (6) 安芸市建設業協会等に応援要請を行う。

3 除去した障害物の集積場所

除去した障害物については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、災害の状況によっては、緑地帯、遊休地帯等を一時使用する。

ただし、広域避難場所・収容避難施設やヘリコプターの発着場、救護所等に指定された以外の場所とする。

また、分別の徹底と可能な限りリサイクル化を図るものとする。

第14節 地震災害警備計画

地震災害時において警察は、県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、地震災害の状況に応じて迅速にかつ的確な地震災害警備活動を実施するものとする。

1 任務

- (1) 津波情報・津波警報及び余震等地震関連情報
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災地域住民の避難誘導
- (4) 負傷者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (5) 緊急交通路確保等の交通上の措置
- (6) 遺体の検視、身元の確認
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸対策
- (8) 被災地・避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (9) 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- (10) 県、市町村等関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援協力

(11) その他必要な警察活動

2 警備体制

高知県警察本部に警察本部長を長とする「高知県警察地震災害警備本部」を、安芸警察署に署長を長とする「安芸警察署地震災害警備本部」を設置するものとする。

3 社会秩序の維持活動

被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

4 その他の災害警備活動等

災害時におけるその他の警察活動は、「高知県警察地震災害警備計画」の定めるところによる。

5 車両運転者の心構え

(1) 運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(2) 停止後は、カーラジオ等から地震情報や交通情報を聴取し、周囲の状況を判断して行動すること。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたまま窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(4) 駐車するときは、避難者や災害応急対策の妨げとならない場所に駐車する。

第15節 飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画

地震発生直後から、住宅の倒壊、ライフラインの途絶等により多くの避難者が避難所に避難して来る。

これらの避難者に対して、早急に飲料水、食糧、生活関係物資の供給を行うための計画を定める。

1 飲料水の供給

被災者への応急給水を迅速に実施する。

なお、災害の規模等により市のみでは供給不可能な場合は、近隣市町村、県又は自衛隊に応援を要請し実施する。

(1) 飲料水の確保

上水道及び簡易水道による給水が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

水道施設の使用不可能時のために、井戸水の利用を行う。

(2) 給水用資機材の調達

給水用資機材は、市及び市内の民間企業から調達するが、災害の状況によっては、近隣市町村、県及び自衛隊に要請する。

水源地一覧

種別	水源地名	所在地	自家発電装置	停電時取水
上水道	安芸水源地	矢ノ丸三丁目1-31	○	可
	第3水源地	西浜甲67-1		
	川北水源地	川北甲2844-2	○	可
	赤野第2水源地	赤野甲358-2		
	赤野第3水源地	赤野乙1409-4		
簡易水道	井ノ口水源地	井ノ口乙1310-6	○	可
	入河内水源地	入河内807-1		

(3) 供給の方法

ア 応急飲料水の供給方法

水道水を給水タンク車及びポリ容器等、給水容器を用いて搬送給水する。

(4) 給水施設の復旧

給水施設が破壊された場合は、直ちに被害状況を調査し、復旧計画を策定・公表し迅速に応急復旧する。

2 食糧の供給

(1) 応急配給対象

ア 被災者に対し、炊き出し等による配給を行う必要があるとき。

イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、給食を行う必要があるとき。

(2) 応急配給品目

原則として米穀。実情に応じて、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品（レトルト食品）、乳幼児についての粉乳等とする。

(3) 食料の確保

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とする。このため、協定書の締結を行う。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、または県に対して協力を求める。

(4) 炊き出し

ア 炊き出しの対象者

- (ア) 救護所・収容避難施設に収容された者
- (イ) 住家の被害が全半壊又は、床上、床下浸水等により通常の炊事ができない者
- (ウ) 災害地の応急対策作業に従事する者
- (エ) その他、炊き出しによる食糧の供与が必要と認められる者

イ 炊き出しは、市内の公共施設等を利用するものとし、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して行う。

ウ 市長は、市において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体・安芸市地区赤十字奉仕団又は自衛隊に依頼する。

(5) 緊急食糧の配布

ア 食糧を配布する対象者、内容、場所、時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

イ 配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。

特に、要配慮者への配布には配慮する。

3 生活関連物資の供給

(1) 供給対象者

住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 物資の調達

生活必需品の供給の必要が生じた場合は、備蓄物資及び協定を結んでいる業者から調達する。なお、不足する場合は、県または日本赤十字高知県支部に要請する。

(3) 救援物資の集積場所

調達した救援物資は安芸市総合運動場（雨天練習場）に集積し、期間中の保管、管理については万全を期する。

第16節 医療救護計画

医療救護における活動及び体制については、「安芸市災害医療救護計画」に基づき、各医療救護施設を拠点とし、安芸地区医師会等の協力を得て医療チームを編成し、市災害対策本部員で編成する救護班とともに各救護施設における医療救護に当るものとする。

1 医療救護の対象者

(1) 医療救護の対象者は次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、高齢者や障害のある人など要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者に関する対策は、別に定めるものとする。

ア 直接災害による負傷者

イ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

(2) 医療救護の対象者を次のとおり区分するものとする。

ア 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

イ 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

ウ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

2 医療救護施設の設置

市は、被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院を設置する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行うものとする（収容は行わない）。この他、必要に応じ軽症患者に対する処置も行うものとする。

ア 設置医療救護所

名 称	所 在 地
市立土居小学校	土居1097番地
市立安芸第一小学校	久世町4番13号
森澤病院	本町2丁目13番32号
(あき総合病院) 拠点	(宝永町1番32号)

災害拠点病院のあき総合病院は、市内最大の医療機関であり、災害時には医療救護対象者が同病院へ殺到することが想定されることより、現実的対応として、医療救護所の機能を支援するものとする。

イ 運営

- (ア) 医療救護所を担当する医療チーム及び市災害対策本部員は、地震発生後、市災害対策本部長の指示のもと又は地震発生により大規模な災害が発生されると思われる時には自主的に、速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。
- (イ) 医療救護所の管理者は、医師とし、市災害対策本部長の指示により活動するものとする。
- (ウ) 医療救護所の医療体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名で構成し、その他に可能な限り医療介助者を加えるものとする。

ウ 担当業務

- (ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振り分け
- (イ) 中等症患者及び重症患者の応急処置及び軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) その他必要な事項

エ 施設設備

- (ア) 医療救護所の施設は、耐震性が確保されている建物及び学校校舎の一部又は広場、運動場に設置するテント等とする。
- (イ) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - a テント、簡易ベット
 - b 医療機材、医薬品等
JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
 - c 担架、発電機、投光機、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

(2) 救護病院

ア 設置

森澤病院（本町2丁目13番32号）を救護病院として指定するものとする。

なお、森澤病院が浸水区域に位置し、津波の影響がなくなるまでの間の救護病院業務及び収容能力過不足分は、災害拠点病院の支援を受けるものとする。

イ 運営担当者

- (ア) 救護病院の医療スタッフは、原則として森澤病院の現行スタッフで医療救護に当たるものとする。
- (イ) 医療救護活動は、市災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況等から判断して、医療救護活動を開始することができることとする。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を市災害対策本部長に報告するものとする。

ウ 担当業務

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

(ウ) 災害拠点病院、広域災害拠点病院への患者搬送の手配

(エ) 医療救護活動の記録

(オ) 遺体搬送の手配及び遺体の検案

(カ) その他必要な事項

オ 施設設備

救護病院である森澤病院が、現に有する施設設備をもって医療救護活動に当るものとし、病院内で対応できない場合は、当該病院の管理者が市災害対策本部長に必要な措置を要請するものとする。

3 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

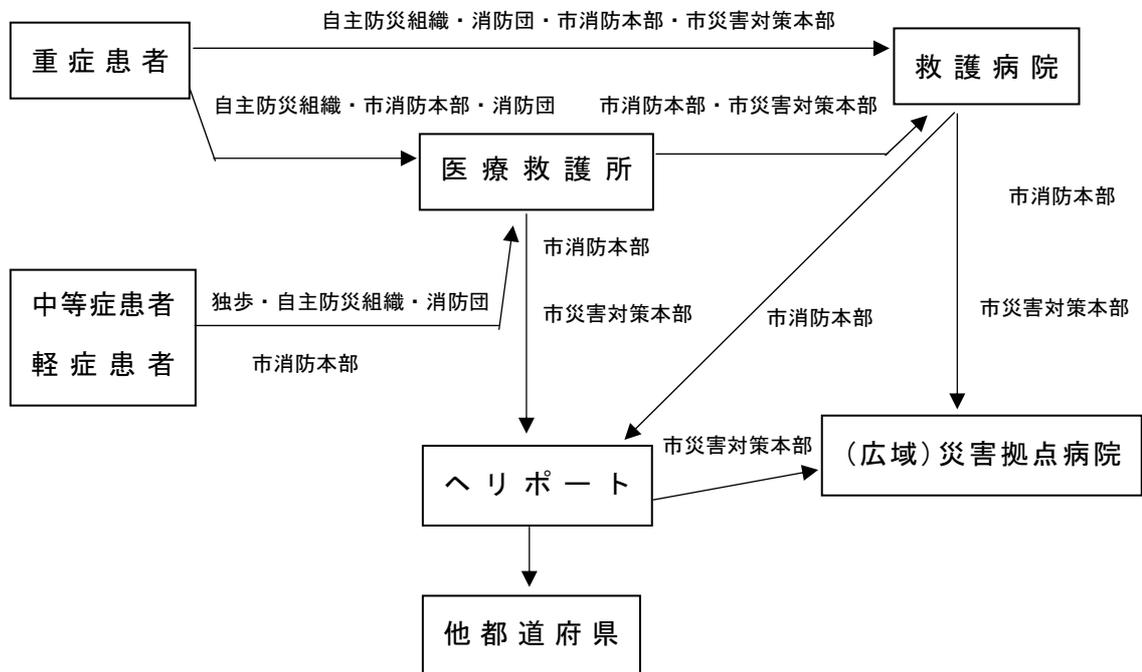
ア 被災場所から救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織等で対応するものとする。

イ 重症患者、中等症患者を救護所から救護病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。

ウ 重症患者を他市町村に所在する救護病院等又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。

エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、救護病院等から最寄のヘリポートまで搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。

(2) 搬送体制組織図



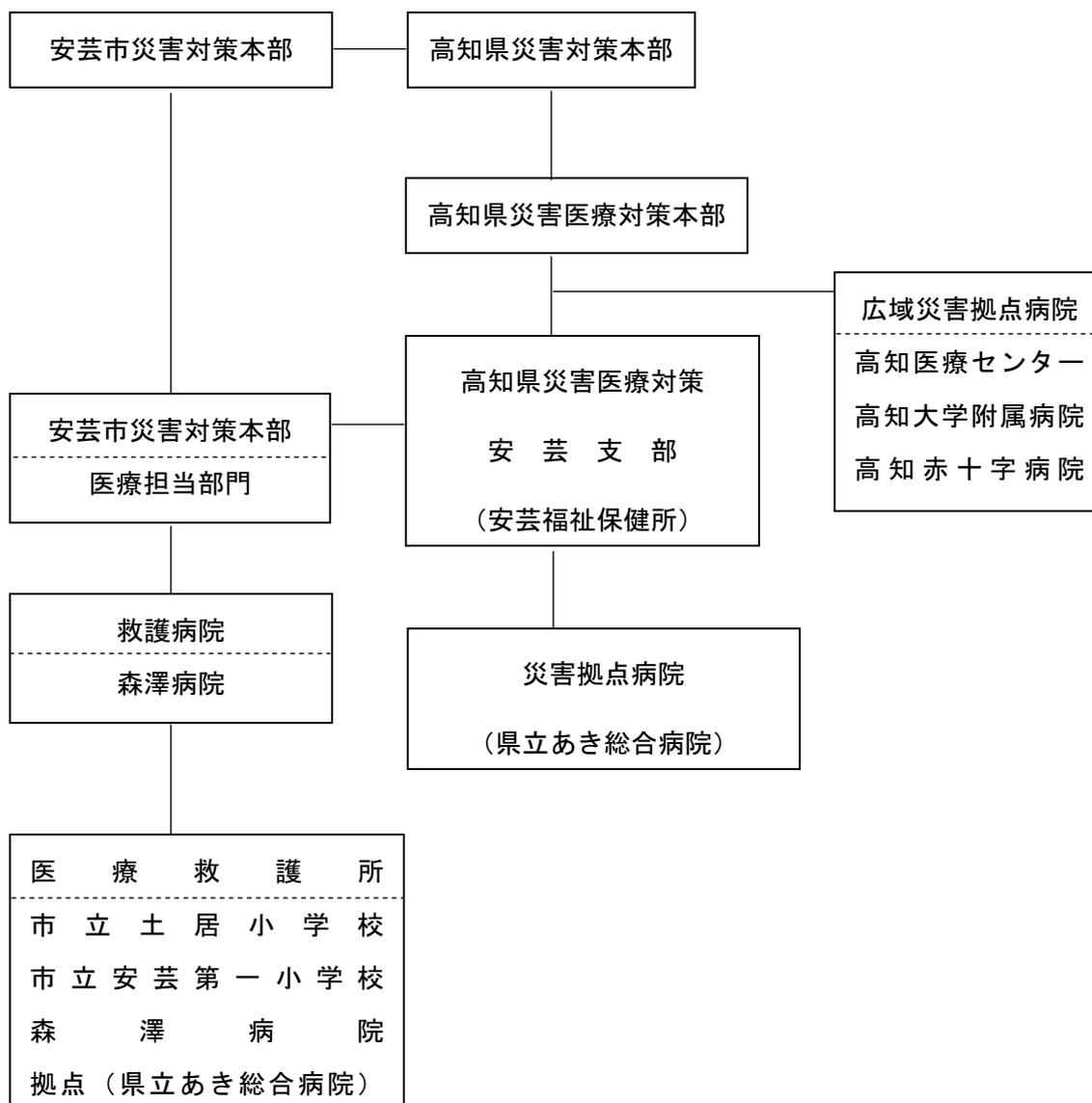
4 応援の要請について

市において医療などの十分な確保が困難な場合は、高知県災害医療対策安芸支部へ応援を要請し、支部応援班の派遣、応急用資機材の貸出しなど必要な応援を受けるものとする。

5 災害医療体制

医療救護活動は次のような体制で行う。

【医療救護活動の流れ】



第 17 節 防疫・保健衛生計画

衛生機関は衛生指導や防疫対策支援について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 実施内容

(1) 防疫活動

(被災地域の衛生状態の把握・消毒活動実施計画作成)

ア 疫学調査及び健康診断

県の実施する疫学調査及び健康診断に協力するとともに、衛生状況の詳細報告等を実施する。

イ 清掃・消毒方法

汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃及び薬品による消毒を実施する。

ウ そ族昆虫の駆除

汚染地域の蚊・ハエ等の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因を除去する。
また、災害の状況により、ねずみの駆除について実施する。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条及び 28 条の規定により知事から指示のあったときは、その指示に基づき実施する。

(2) 保健衛生活動

(被災地域住民の健康状態の把握・保健衛生活動実施計画作成)

避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態を保持するため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等について必要な措置をする。

(3) 健康管理

被災者や要配慮者の健康保持のため、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、保健師等による巡回健康相談等を行う。

第18節 廃棄物処理計画

震災後は、家屋の倒壊、火災、水害等によって多量の廃棄物が排出され、また、避難所等のし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、ごみ、し尿の収集処理、処理施設の応急復旧等環境衛生の維持のための計画を定める。

1 実施内容

(1) し尿処理

- ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- イ 被災地の状況により緊急な汲み取りを要する地域から実施する。
- ウ 原則として一般家庭の汲み取りについては、各戸において許可業者に依頼し収集する。
ただし、被害が甚大で収集が困難な場合は、収集運搬は廃棄物処理班が行い、し尿処理施設で処理するもののほか、環境衛生上支障のない方法で行う。
- エ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

バキュームカー配備状況

業者名	電話	保有車両	容量
芸陽清掃社	35-3888	2t-2台	3,600L
		4t-1台	3,600L
西部衛生社	35-3886	2t-2台	3,600L
安芸清掃社	35-5253	2t-2台	3,600L
畠山衛生社	35-5885	2t-2台	3,600L
		4t-1台	3,600L
安芸市	35-1023	軽四-1台	350L

(2) ごみ処理

- ア 被害状況から災害時のごみ量を想定する。
- イ ごみの収集は、被災地の状況により緊急を要する地域から実施し、保健衛生上次のものを優先する。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。
(ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上、または、生活上重大な支障を与えるごみ。
(イ) 避難所等の重要性の高い施設のごみ。
- ウ ごみの埋立て若しくは焼却は、廃棄物処理班により、安芸広域メルトセンター及び安芸市リサイクルプラザ（最終処分場）へ運搬し、処理をする。
なお、大量に出るごみを一時的に収集することが困難な場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所を臨時集積場として設置する。

清掃車配備状況

業者名	電話	保有車両	形態
安芸市	35-1023	2 t - 1台 3.5 t - 7台	パッカー車
		2 t - 3台 4 t - 2台	ダンプ
		2 t - 1台	ホ口付き
		2台	軽四ダンプ

エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(3) 倒壊建物からのガレキの処理

廃棄物発生現場における分別（コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等）を徹底するとともに、可能な限りリサイクル化を図る。

解体工事等に当たっては、アスベスト、粉塵その他有害物質の飛散防止に努め、適正な処理を行う。

(4) 要請

災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県及び周辺市町村に処理の応援を要請する。

2 避難所の防疫措置

避難所は応急仮設的であり、衛生状態が悪くなりがちなので、避難所開設後、保健所の指導のもとに便所その他の消毒を行うなど、防疫活動を実施する。

3 報告

被害状況を把握し、その概要を保健所に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要もあわせて報告する。

第19節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬計画

震災により多数の行方不明者及び死者を出した場合に備え、行方不明者の捜索、遺体の捜索、遺体安置場所の設置、検視・検案、火葬等について定める。

1 行方不明者及び遺体の捜索

- (1) 地震災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、警察・海上保安部の協力のもとに、関係機関と連携をとり、地域住民の協力を得て行うとともに、必要な機械器具を借り上げて実施する。

- (2) 災害の状況により捜索困難な場合は、関係機関等に対し捜索の応援を要請する。
- (3) 遺体で発見された場合は、担架、車両等を使用して遺体安置所へ収容する。

2 遺体の処理、収容

- (1) 遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示により市の指定する遺体安置所で実施する。
ただし、安芸警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行う。
- (2) 遺体の身元が明らかでない場合は、警察、市内関係機関、民間団体の協力を得て、早期確認に努め、所持品、写真撮影、着衣を記録し、遺留品を保管する。
- (3) 遺体の一時収容は、寺院、学校、公的施設、民間葬祭場等に仮設する遺体安置所とする。

3 遺体の埋葬

- (1) 火葬簿の処理能力を確認し、棺等葬祭用具の手配を行う。
- (2) 災害のため死亡した者の遺族が埋葬を行うことが困難な場合、または遺族がない場合は、火葬により応急的に埋葬を行う。
- (3) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、遺骨の引取り者の無い者の場合は、無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬または埋葬のための事務手続きは、救護班が担当する。

4 捜索、処理、埋葬の記録

- (1) 捜索状況記録簿
- (2) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 捜索用機械器具修繕簿
- (4) 遺体処理台帳
- (5) 火葬または埋葬台帳
- (6) 捜索及び処理関係支出証拠書類

5 応援協力関係

遺体の捜査対象が市の捜査能力を越え、または遺体の埋葬について広域的な火葬の実施を必要とする場合は、近隣市町村等の応援を求める。

第20節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理計画

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力態勢を確立する。

1 市の活動

地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。

2 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。

第21節 ライフライン施設の応急対応計画

ライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであるため、ライフライン機関では、それぞれ活動態勢を確立し、市と相互に連携を保ちながら、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

1 水道施設

(1) 震災時の活動態勢

飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処するため、災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 復旧用資機材の確保

復旧用に必要な資機材は、平常業務との関連において、事前に確保するものとし、これらが不足する場合は、関係業者及び近隣市町村から調達する。

イ 水道施設の復旧順位

水道施設の復旧に当たっては、被害の程度、被害箇所の重要度を勘案して、緊急度の高い医療施設、救護所、冷却水を必要とする発電所・変電所等を優先して行う。

(3) 震災時の広報

住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について広報する。

2 下水道施設

(1) 震災時の活動態勢

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急復旧対策

下水管の被害に対しては、汚水の疎通、排除に支障のないよう迅速な応急措置をするとともに、本復旧の方針を立てる。

処理場の被害に対しては、汚水の流入、排出に支障をきたさないよう復旧措置をする。

また、応急復旧に必要な最低限の資機材を確保しておく。

(3) 震災時の広報

災害対策本部と連携を密にして、被害状況、復旧の状況等を住民に広報する。

3 電力施設（四国電力安芸営業所）

(1) 震災時の活動態勢

大地震が発生した場合には、社内に災害対策本部を設置し、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 応急復旧対策

各電力施設の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施するものとする。

その際、水道、新聞、放送、排水設備、都道府県、市町村、警察、消防、NTT、病院、救護所、広域避難場所その他重要施設に対しては、優先的に送電するものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の確保、整備に努めるものとする。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施するものとする。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施するものとする。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施するものとする。

(4) 供給設備の復旧

ア 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施するものとする。

イ 応急復旧工事に引き続き本工事を実施するものとする。

(5) ダムの管理

河川法に基づき、ダム操作規定により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとする。

(6) 震災時の広報

住民の混乱を防止するため、被害状況、復旧の見通し等について、広報活動を行うとともに、感電事故、漏電等による出火防止のため、次の事項を啓発する。

ア 垂れ下がった電線には絶対触らない。

イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用する。

ウ 外へ避難するときは、安全ブレーカーを必ず切る。

4 ガス施設 (高知県LPガス協会安芸支部)

(1) 震災時の活動態勢

大地震が発生した場合には、LPガス協会では、災害対策委員会規定に基づき、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 応急復旧対策

販売事業者、卸売事業者、認定調査機関等が協力し、次の措置をとるものとする。

ア 危険箇所からの容器の回収及び漏洩ガスの停止を行う。

イ 要請に基づき避難所等緊急に必要なものに対し、LPガス容器、燃焼器具等の供給を行う。

ウ 設備等が被災した場合は、保安措置を速やかに実施するとともに、安全点検を行い早期復旧を図る。

(3) 震災時の広報

報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行うとともに、被災地域の住民に対しても広報車等による周知を図り、住民の不安解消に努めるものとする。

5 通信施設 (NTT西日本高知支店)

(1) 震災時の活動態勢

防災業務の円滑、かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて、防災業務計画に基づき災害対策本部、又はこれに準ずる組織を設置し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、市災害対策本部等との情報連絡及び調整その他の災害対策に関する業務を行うものとする。

(2) 応急復旧対策

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻そうの緩和、及び重要通信の確保を図るものとする。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置等の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施するものとする。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、市災害対策本部及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(4) 震災時の広報

被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、広報車、ラジオ、テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報するものとする。

第22節 教育対策計画

市立小中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が実施し、学校ごとの災害発生の場合に伴う措置については、学校長が具体的な応急計画を立て行うものとする。

また、市内県立中高等学校については、県が応急復旧対策を実施するものとする。

1 施設・設備の応急復旧

(1) 応急措置及び応急復旧

被害の状況を迅速に把握し、応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

また、校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立て、具体化を図る。

(2) 避難所として使用された場合の措置

避難所として使用される学校について、本来の学校機能を早期に回復させるため、学校機能部分と避難所部分との境界を明示すると共に、行政、地域、学校等による避難所運営委員会等の設置を行う。

2 応急教育対策

(1) 校舎等の被害が比較的軽微なとき

ア 各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 学校が避難所として利用されている場合は、主として体育館・運動場等体育施設が使用できない状況となる可能性が大きいいため、カリキュラムの編成等を変更する。

(2) 校舎の被害が相当なとき

残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。

(4) 校舎が相当な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア 隣接に被害の軽微な学校がある時は、その学校において二部授業等を行う。

イ 児童・生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ 児童・生徒等が集団避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも十分連絡をとり、速やかな受入れが図られるよう努める。

3 教材・学用品の調達及び配分方法

(1) 調達方法

教育部長は、市立学校の必要数量を把握し、市における調達が困難なときは、県に調達の斡旋を依頼する。

(2) 支給の対象者

災害により住家に被害を受け、学用品等の喪失またはき損した場合、必要最小限度の学用品を支給し、就学の便を図る。

(3) 支給品目は、教科書（教材を含む。）、文房具、通学用品

4 学校給食対策

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、学校給食衛生管理の基準に基づき、給食の実施に努める。

(2) 学校が避難場所になった場合は、施設・設備が被災者用炊き出しの用に供されることを予想し、学校給食との調整に留意する。

5 教育実施者の確保

教育部長は、教職員の多くが被災し応急教育の実施に支障ある場合には、直ちに県

へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

6 学校安全等

(1) 事前対策

ア 防災教育を推進し校内防災組織を整備するとともに、災害の発生に対処する訓練を実施する。

イ 児童生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童生徒の引渡し方法等の計画を、災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日等）に作成し、児童生徒、保護者、教職員に周知徹底する。

ウ 児童生徒、教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるよう校医、医療機関との連絡体制の整備に努める。

エ 電話だけでなく、多様な連絡手段の確立に努める。

オ 校舎内外の施設・設備の安全点検を確実に行之、戸棚、靴箱、体育用具等の倒壊防止、建具、掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努める。

(2) 事後対策

ア 災害の規模、児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

イ メンタルケアを必要とする児童生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施する。

第23節 文化財保護対策計画

文化財は国民の貴重な財産であり、各時代にわたって幾多の人々によって守り継がれてきたもので、人々に精神的な安らぎを与えると共に、新しい文化を創造する基盤をともなっている。

これらの文化財を地震災害から守り後世に伝えていくため、各種の施策を講ずる。

1 被害の把握

(1) 文化財の所有者や管理者が行うもの

被災後速やかに巡回し、所有している文化財について被害の状況を把握するとともに被害の内容を行政機関に連絡し、必要な措置を講ずる。

(2) 文化財保護関連の行政機関が行うもの

統計的な目的のみならず、後の修復作業等に対する計画の策定資料ともなるものであり、正確に把握する必要があるため、必要な人員による体制を作っておく。

また、ビデオ、映画、写真等記録などのための各種の方法を用いて、震災前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

2 被害の拡大防止

(1) 火災対策については、事前対策として消防設備の点検や防火訓練等を行い、被災時には初期消火活動や迅速な通報を心がけるとともに、被災した後は早急に巡回し、出火原因、文化財防災設備の損壊状況の調査を行う。被害を最小限にするためにも、所有者または管理者は、自営の消防体制を構築する。

(2) 半壊状態で余震等による倒壊危険があるものについて、建造物にあっては支柱の設置等応急補強対策を講じ、美術工芸品等で搬出可能なものは安全な場所に収納する。

(3) 盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

(4) 風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講ずる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管、調達に留意する。

3 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にし、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

4 歴史的建造物の保護

歴史的建造物のなかには文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を構成する上で重要な役割を果たす建築物もあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を検討しておく。

第24節 労務の提供

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るため、次により実施する。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な民間団体等の応援要請並びに労働者の雇用及び各部の所轄に属さない事項について市長が実施し、実施部は総務部とする。

2 民間協力体制

災害が発生し、応急措置を実施するために、次の事項により地域の住民等を当該応急措置の業務に従事させることとする。

- (1) 災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の要領により従事命令を発する。

対 象	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市長	災害対策基本法第65条第1項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防長 水防団長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項

- (2) 市は、災害応急対策の実施にあたって、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときは、これを受け入れる。

3 民間団体等への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要因を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、労働者の雇用をする。

(2) 応援の要請

災害の程度により奉仕団又は労働者を必要とするときは、次の事項に示し総務班長に要請するが、作業が不可能又は不足するときは、県等に応援の要請を行う。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業の内容

- ウ 作業従事場所
- エ 労務の種類
- オ 就労予定時間
- カ 要請人員
- キ 集合場所
- ク その他必要事項

4 奉仕団の編成及び活動

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、町内会、婦人会、アマチュア無線クラブ、交通安全協会、NPO、ボランティア団体等の協力を得て編成する。

(2) 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

ア 避難所

避難所に收容された、り災者の世話等を行う。

イ 炊き出し

り災者のための、炊き出しを行う。

ウ 飲料水の供給

り災者への飲料水の供給を行う。

エ 救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに配分を行う。

オ 医療、清掃及び防疫

り災者の医療、清掃及び防疫等に協力する。

カ 交通の確保

キ 通信連絡

ク その他災害応急措置の応援

5 労働者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のため労力が必要なときは、労働者等を雇用する。

(1) 労働者雇用の範囲

ア り災者の避難のための労働者

イ 医療、助産の移送労働者

ウ り災者の救出のための機械器具資材の操作の労働者

エ 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用医薬品の配布等の労働者

オ 救助物資の支給のための労働者

カ 行方不明者及び遺体の捜索、処理のための労働者

(2) 職業安定所長への要請

市だけでは労働者が不足し、または雇用ができないときは、次の事項に付し、県を通じて職業安定所長に要請し確保を図る。

ア 労働者の雇用を要する目的又は作業種目

イ 労働者の必要人数

ウ 雇用を要する時間

エ 労働者を雇用する理由

オ 労働者が従事する地域

第25節 災害時要配慮者への配慮

被災生活において、支援が必要な者に対して配慮を行う。

避難所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報等災害により支援が必要となった者への支援を行う。

第26節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

1 実施機関

四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店、金融機関等

2 現金供給の確保及び決済の機能の維持

(1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。

(2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

3 金融機関の業務運営の確保

(1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

(2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

4 非常金融措置の実施

(1) 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融

機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。

(2) 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとする。

ア 営業時間の延長、休日臨時営業等

イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い

ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等

エ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第27節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

1 実施機関

(1) 各機関

2 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

(1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。

(2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。

(3) 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置する。

(4) 自作農維持資金融通法に基づく自作農維持資金の融資、県単独の農林業災害対策特別資金の融資を行う。

(5) 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

3 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行う。

(1) 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。

(2) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

4 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

5 被災私立学校災害復旧資金

- (1) 被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付を行う。

6 被災医療機関等に対する災害復旧資金

- (1) 医療金融公庫法により貸付を行う。

7 母子・寡婦福祉資金

- (1) 母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予及び一部の貸付金について措置期間の特例措置を行う。

第28節 二次災害対策

市の施設管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行うとともに、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2 高潮・波浪等の対策

- (1) 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- (2) 危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

3 被災建築物の応急危険度判定

余震等による建築物等の倒壊による、二次災害を防止するために、地震により被災した建築物が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士

の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知する。また、必要に応じて避難対策を実施する。

第29節 建築物・住宅応急対策計画

仮設住宅の設置や応急修理等によって一時的な住宅の緊急確保を図り、避難所からの早期移住を進める。

1 応急仮設住宅の設置

住宅が全焼、全壊、流失または埋没し、居住する住宅がなく自らの資力では再建が不可能と認められた者に対し、住宅滅失世帯数の30%以内で設置する。

2 公営住宅等への入居斡旋

公営住宅に空き部屋がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用を斡旋する。

3 住宅の応急修理

住宅が半焼、半壊し、自らの資力では住宅の応急処理が不可能と認められた者（さし当たりの生活に支障がない場合を除く。）に対し、半壊世帯数の30%以内で応急修理を行う。

なお、修理部分は居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

また、必要に応じて被災建築物応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

4 資材等の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建設業者等に請け負わせ実施する。建設資材、労務等の確保が困難な場合は、知事にその調達を要請する。

5 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置す

るものとする。

6 広域的な避難

管内で避難所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

7 事前準備

応急仮設住宅の建設候補地の選定が速やかに行えるように建設可能用地のリストを作成する。

第30節 公共施設の応急対策計画

災害への速やかな応急・復旧を行うため、拠点となるべき公共施設の機能回復を図る。また、二次災害を防止するため、国土保全施設等の応急診断や復旧活動を迅速に実施する。

1 建築物等の応急対策

(1) 拠点施設

ア 公共施設の被害調査は、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進め、大規模な被害を受けた施設は、復旧方法の経済性・機能性・文化性を比較検討し、その後の復旧事業計画を立てる。

イ 市庁舎、病院、消防署等防災拠点施設については、災害直後の初動時において本部機能や救護機能が優先されるため、可能な限り避難被災者の受入れを抑止するものとする。

ウ 他市町村からの応援職員や援助物資等が集中するため、そのための収容場所や保管空間を確保する。

(2) 避難所等

多数の被災者が集中する施設や、高齢者・障害者等の弱者収容機能が期待される社会福祉施設については、施設の利用安全性の確認と確保を行う。

2 土木施設の応急対策

道路、橋梁、河川、鉄道等の被害による交通の遮断は、初動時の防災活動や緊急輸送計画の実現に深刻な影響を及ぼすとともに、余震等による二次災害も懸念されるため、次の事項について迅速に把握し、応急復旧活動体制の確立を図る。

(1) 被害調査

(2) 資機材の確保

- (3) 代替路の開設
- (4) 関係機関への連絡

第31節 自発的支援の受け入れ

(ボランティア等の自発的な支援を積極的に受け入れる)

市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第32節 災害救助法の適用

市域内における災害が「災害救助法の適用基準〔災害救助法施行令第1条の規定に基づく〕」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に同法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちにその旨を知事に報告、この法律による救助の実施を要請する。

1 適用基準

- (1) 市域にある住家が、全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯数が、50世帯以上のとき。
- (2) 高知県下の滅失住家の世帯数が、1,000世帯以上に達した場合で、本市の滅失住家の世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 高知県下の滅失住家の世帯数が、5,000世帯以上に達した場合で、本市の世帯の住家が多数滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

ア 世帯の数の算定〔災害救助法施行令第1条②〕

住家の滅失した世帯とは、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準にし、半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込み

があるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮をうけるものとする。

3 救助の種類（災害救助法第23条）

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 遺体の搜索、収容及び埋葬
- (9) 障害物の除去

4 被害状況認定基準（別表8）